

《学校体育施設開放事業について》

1 学校開放の趣旨

子どもの安全な遊び場の確保及び社会教育団体活動の促進並びに社会体育の普及及び生涯学習の推進を図るため、学校教育に支障のない範囲において、南九州市立小学校及び中学校の施設を住民の利用に供することを目的に開放しています。

2 利用団体登録について

市立小・中学校施設を恒常的に（年間を通して）利用しようとする団体は、利用団体登録申請書を提出する必要があります。

※年度当初から利用する団体は、3月31日までに提出してください。

※年度途中から利用することになった場合は、その都度提出してください。

★利用団体登録申請書（様式1）

- ・ 利用団体は登録申請書を各小・中学校管理指導員へ1部提出してください。（押印不要）
※通年使用する団体は使用する曜日を記入してください。
- ・ 管理指導員は内容を確認後、管理指導員欄に押印のうえ保健体育課へ提出してください。
- ・ 教育委員会は内容確認後、番号を付し原本を利用団体へ、写しを各学校へ送付します。

3 利用申請について

学校体育施設を利用する団体は、利用日の7日前までに学校体育施設利用申請書を提出してください。

★施設利用申請書（様式2）

- ・ 利用しようとする学校（登録済）の管理指導員に空き状況の確認してください。
- ・ 管理指導員は利用計画表で確認のうえ支障がなければ許可をします。
- ・ 利用団体は利用しようとする施設を管轄する（川辺）諏訪管理事務所、（知覧）知覧文化会館、（顛娃）顛娃文化会館へ利用申請書を必ず提出してください。（下記提出先参照）

～登録申請書・利用申請書の提出先～

提出場所	登録申請書	利用申請書
川辺	利用する各学校	諏訪管理事務所（諏訪運動公園）
知覧	利用する各学校	知覧文化会館
顛娃	利用する各学校	顛娃文化会館

4 使用料の徴収について

学校体育施設の照明施設の使用には、使用料が必要となります。(別表のとおり)

※照明施設使用料は、利用申請書の提出と同時に納入してください。

5 照明施設使用料の免除・返還について

○照明施設使用料の免除

- ・市または市の機関が主催し、又は共催して利用する場合。
- ・市内の公共的団体が利用する場合。
- ・公益上特に免除する必要があると認めた場合。

(地区民の親睦を図るために実施する行事や、市の体育イベント等に参加するための練習で利用する場合などに地区公民館長が申請する場合。)

※申請書に使用料免除申請書(第1号様式)を添えて提出してください。

○照明施設使用料の返還

原則として既納の使用料は、返還しませんが、次のいずれかに該当する場合は、この限りではありません。

- ・災害その他利用者の責めに帰することができない理由により利用不能となった場合。
- ・公益上又は管理上の必要が生じ、許可を取り消した場合。
- ・利用開始前に許可を取り消し、又は許可を受けた事項の変更を申し出て、教育委員会がこれを認めた場合。

なお、返還を受けようとする場合は、使用料返還申請書(第2号様式)を提出してください。(利用申請書を提出した場所へ提出)

例：雨天により屋外照明が使用できなかった。

：学校の行事等の関係で体育館を使用できなくなった。

：諸事情により体育館を使用できなかった。 等

※屋内照明(体育館等)を使用しない場合は、前日までに学校と文化会館(川辺は諏訪管理事務所)に照明を使用しない旨を必ず連絡してください。また、屋外照明(運動場等)を利用日の天候不良により使用しない場合も、利用開始時間までに連絡してください。

(別表)

学校照明施設(穎娃・知覧・川辺)

施設名	使用区分	1 時間当たり
小・中学校体育館	バレーボールコート1面につき	220 円

屋外運動場照明施設(穎娃)

施設名	30 分当たり
別府屋外運動場 (別府小学校)	770 円

学校屋外照明施設(川辺)

施設名	使用区分	30 分当たり
川辺小学校屋外照明施設	照明塔 2 基	440 円
高田小学校屋外照明施設	照明塔 4 基	660 円
旧神殿小学校屋外照明施設	照明塔 3 基	160 円
清水小学校屋外照明施設	照明塔 4 基	270 円
旧田代小学校屋外照明施設	照明塔 2 基 校舎照明 4 灯	220 円
勝目小学校屋外照明施設	照明塔 4 基	550 円
大丸小学校屋外照明施設	照明塔 5 基	270 円

南九州市立小・中学校体育施設の利用を希望される皆様へ

【学校開放の利用条件】

- ①定期的に利用する場合は必ず団体登録申請をしてください。
- ②学校体育施設を利用する団体は、利用しようとする学校の管理指導員の許可および空き状況の確認後、利用日の7日前までに学校体育施設利用申請書を各申請窓口へ提出してください。
《窓口》
川辺地域：諏訪管理事務所、知覧地域：知覧文化会館、穎娃地域：穎娃文化会館
- ③利用をする日の前日までに必ず照明施設使用料を各申請窓口へ納入してください。
- ④都合により利用しない場合（キャンセル）は、必ず学校と各申請窓口へ連絡してください。体育館等（屋内）のキャンセルは前日までに、運動場等（屋外）の天候不良によるキャンセルは、利用開始時間までにご連絡ください。
- ⑤校庭及び駐車禁止区域に駐車しないようにお願いします。
- ⑥火気の使用はできません。
- ⑦学校敷地内での喫煙及び飲酒は禁止します。また、校門付近など学校周辺においても、マナーを守り近隣住民の迷惑にならないようお願いします。
- ⑧飲食等は原則禁止です。（ただし、熱中症対策としての水分補給は可）
- ⑨利用後は原状に復し、清掃をお願いします。
- ⑩施設・備品の破損又は事故が生じた場合は、すみやかに学校管理指導員へ申し出て、その指示に従ってください。
- ⑪利用後は、利用日誌の記入をお願いします。
- ⑫利用後は、消灯、戸締りなどの点検をしてください。
- ⑬利用中の事件、事故等については一切責任を負いません。
- ⑭使用する学校又は南九州市教育委員会のきまりに従い、秩序ある学校施設の利用をお願いします。